HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	いわゆる「経験法学」の可能性あるいは不可能性（一）　－川島教授の最近の諸論文に対する二、三の歴史的コメント－
Author(s)	守屋, 正通
Citation	北大法学論集, 31(3-4上), 21-45
Issue Date	1981-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16323
Type	bulletin (article)
File Information	31(3-4)1_p21-45.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論説

いわゆる「経験法学」の可能性あるいは不可能性（一）

——川島教授の最近の諸論文に対する二、三の歴史的コメント——

守屋正通

目次

第一章　問題への導入
一　「経験法学」
二　川島教授の法概念論
二・一　法社会学の課題と方法　（以上本号）
二・二　法的制御のモデル
第二章　操作主義
一　ブリッジマンの操作主義
一・一　初期のブリッジマン
一・二　後期のブリッジマン

一・三　批判的分析(1)―現実的操作
一・四　批判的分析(2)―理論
二　アインシュタインの科学理論と科学論
三　科学の言語
四　法学的リアリスト
第三章　法言語の形式化と自然主義的誤謬
第四章　多世界モデルと実証
第五章　結　び

第一章　問題への導入

一　「経験法学」

いわゆる「経験法学」がわが法学界にその旗幟を掲げてから、ほぼ二〇年になる。われわれ局外者に窺い知ることができるところでは、川島武宜教授が一九六〇年と六一年に東京大学大学院で「民法学基本問題」の講義を担当され、主として「民法解釈学」の方法論に関する比較的新しい文献を講読されたことにその端を発する。その主題は、日本およびドイツの伝統的な「民法解釈学」の支配的傾向である「形而上学的ないし教義学的なアプローチ」と、それに対立する経験主義的ないしプラグマティズム的アプローチとを明らかにすることであった。そしてこの講義の過程で、碧海純一教授がゲストとして出席されることとなり、昭和三七年には川島教授と碧海教授との共同で法解釈学方法論のゼミナ

ールが行われることになる。その結果、大学院のカリキュラムを離れ、大学院生以外の研究者までも擁する「経験法学研究会」が誕生したのである。[1]

そして、別の資料によれば、この研究会は、川島・碧海両教授の他、加藤一郎、小林直樹、西村克彦、早川武夫、平野竜一などの諸教授を中核にして、多数の若い有能な法学者によって構成されたという。[2] その若い法学者たちの中には、少なくとも、『経験法学の研究』（川島武宜編、一九六六年）の執筆陣の当時若かった人たちが含まれていたであろう。[3] また別の資料では、「経験法学」という名称は、研究会の発足に当って川島教授の発案でつけられた、といわれる。[4] この資料には、田宮裕氏の名が見えているが、氏が研究会の構成員だったという明示の資料はない。しかし経験法学研究会に接していくつかの研究グループが展開していったことは容易に想像がつく。その一つは「東大ガイガー研究会」であるが、[5] さらに、バーデ編『ジュリメトリックス』（一九六九年）[6]の訳者、オリヴェクローナ『事実としての法』（一九六九年）[7]の訳者、『法社会学講座』（一九七三―七四年）の執筆陣の中の幾人かを加えることができるであろう。[8] 右のような次第で、われわれは「経験法学」の中心に当然川島・碧海両教授をおいて考えることになるのであるが、この点から見ると、「経験法学」の歴史を逆にもう少し遡らせて考えることができる。一九六〇・六一年の川島教授の講義「民法学基本問題」において使われた教材の中には、碧海純一『法哲学概論』（旧版第一刷、一九五九年）、川島武宜『科学としての法律学』（一九五八年）が含まれており、碧海教授はすでに、「法哲学および法学と言語理論」（一九五五年）、「法哲学および社会科学における仮象問題」（一九五六年）等を発表されていたし、川島法学の転回点と一般に目されている「社会科学における人間の地位」も同じ一九五六年に発表されている。こうしてみると、「経験法学」の歴史をほぼ四半世紀と見積ることが、許されるであろう。十分重みのある歳月である。以下では経験法学をこの位の広がりで把えておきたい。

ところで「経験法学」というのは、どのような主張を意味したのだろうか。川島教授によると、「経験法学」の名で、当初共通に理解されていたのは、「経験科学としての法律学」ということであった。しかしより具体的な点になると、研究会メンバーの間に必ずしも一致した理解があったわけではない、といわれる。ある者は「形而学的ないし教義学的でないところの実用法学ないし実用法学（法解釈学）の基礎理論（方法論）」としてそれをとらえていた。出発点となった川島教授のゼミナールはそのようなものであった。そのような意味での経験法学は、法社会学とは自ら性格を異にするが、しかし、法社会学の存在を前提としていたし、さらに一般社会科学との相互交流をも必要な前提と考えていた。一方他のメンバーは、経験法学のもとに法社会学をも含めて理解した。この意味での経験法学は、法解釈学の基礎理論と法社会学の両者を含む上位概念として理解されたのだという。[9] 何れにしても個有の意味での「経験法学」は法社会学とは一応別個に考えておいた方がよいと思われる。[10]

さて、このような経験法学に対しては、周知のように早くからかなり集中的な批判がなされ、また私事に亘って恐縮だが、私自身、碧海教授の『法哲学概論』の旧版（一九五九年）が出版されたさい、その主張の「古さ」と断定的な調子とに一驚したのである。思想には古いも新しいもないと云えるかもしれないが、碧海教授の立場は、多くの面で、およそ一九三〇年の半ばには「発展的に解消」されたと思われていたものであった。当然批判的にならざるを得なかった。しかしこれまでのところ、少数の例外、例えば矢崎光圀教授の批判を除いて、経験法学に対する外からの批判は、残念ながら、多少なりとも教義論的ないし教条主義的であったという点で川島教授の指摘は正しいであろう。[11] 他方、「経験法学」のグループ内部での相互的な批判が、局外者にも明示される形でなされた形跡を、これも、少数の例外を除いて、寡聞にして知らない。[12] 例外というのは例えば、碧海教授の『法哲学概論』新版（一九七三年）における自己批判である。わが国には、こうした内部的批判が公然となされる土壌が育っていないのかもしれないが、例えば論理経験主義

内部での率直な、時に厳しい相互・自己批判を知るものにとっては、やはり惜しまれるのである。私の無知に基づく感想であれば幸いである。

私は本稿で「経験法学」の基本的立場の二、三について歴史的な背景に基づいて若干の検討を試みるが、以上のような状況の欠を補う意味でも内在的な検討を旨としたいと思う。素材としては川島教授の最近の二、三の論文を用いるが、それは差当っての便宜によるものでしかない。「経験法学」全体に波及しうる論点であるかどうかを正確に知る材料を私はもっていない。主題は川島教授の法概念論の限られた局面であって、それは操作主義（第二章）、法言語の形式化と自然主義（第三章）、そして規範と実証との関係の様相（第四章）である。このような夫々に広汎な内容をもっている話題について何か一つの立場を擁護したり否認したりすることは難かしい。むしろ最も適切な—あるいは少なくとも最も容易な—方法は、一つの歴史的概観の形で、どんな論義がなされうるかを語ることであろう。そして、おそらく本稿に接しられる読者が少なからず不満を抱かれるだろうと思われることは、第二章の主題について、物理学の議論を扱うことである。しかしそれは、操作主義のルーツがそこにある限り、避け難いこととして、お認めいただきたい。そこでの実相は、これまで常識とされたものとは既に大きな開きがあるのである。第三章の話題については部分的に註(13)の諸論文と重複するので是非参考にしていただきたい。

本稿は、私の古いノートに若干の加筆をして発表されるので、すでに旧聞に属することも多い。しかし、歴史的概観ということで、いくらかの値打ちは今日でもあるであろう、と思っている。(14) 尚、以下においては敬称を略させていただく。

（1）川島武宜編『経済法学の研究』（一九六六年）、まえがきi-ii頁。

（2）碧海純一『法と言語』（一九六五年）、はしがき。

(3) 川島編、前掲書、目次。
(4) B・J・ジョージ・平野竜一・田宮裕編『経験法学入門』(一九六六年)、序文一頁。
(5) 東大ガイガー研究会「法律学の経験科学的基礎、Th・ガイガー著『法社会学のための準備研究』紹介(12)」(『法学セミナー』一九六五年六月号)、四八頁。
(6) バーデ編『ジュリメトリックス』(早川武夫・碧海純一編訳、一九六九年)。
(7) カール・オリィヴェクローナ『事実としての法』(碧海純一・太田知行・佐藤節子訳、一九六九年)。
(8) 棚瀬孝雄、広瀬和子、小室直樹、松村良之の諸氏を挙げることができよう。
(9) 川島編、前掲書、まえがき ii-iii 頁。
(10) 尤も、川島教授自身は「現在においては、法社会学は「社会学」ではなくて、経験科学としての社会科学である。」と規定されているから(川島武宜編『法社会学講座』3、一頁)、経験法学の構想と方法を用いて法社会学を再構成することを狙っておられるように見える。
(11) 川島武宜「法社会学の方法論について」(日本法社会学会編『法社会学の方法』所収、一九七四年)。特に第二章、第三章。
(12) グループの内部では相互的な検討が行われて来たであろうことは当然想像される。例えば、小室直樹「法社会学におけるモデル構築法」(日本法社会学会編『現代社会と法』所収、一九七五年)、一〇八頁、などにその片鱗がうかがえる。
(13) 矢崎光圀「法社会学講座所収の川島論文に対するコメント」(日本法社会学会編『法社会学の方法』所収、一九七四年)。守屋正通「方法二元論をめぐる最近の規範論理的議論」(日本法哲学会編『法的推論』所収、一九七一年)、特に一二五頁。
(14) 本稿の内容は、「経験法学」の検討と銘打ってはいるが、元来、思想的なオリエンテーションを求める私の個人的な旅日記が下敷なので、一言おことわりしておきたい。

二　川島教授の法概念論

まず問題を少し具体化するために、随時コメントを加えながら、川島の法概念論をまとめておこう。川島は『法社会学講座』所収の、周知の一連の論文で法概念の法社会学的分析を試みた。

二・一　法社会学の課題と方法

川島によれば、従来、法社会学的研究の焦点は「法」の周辺的現象（例えば、裁判官や弁護士の出身階層、出身学校、政党関係、その民族、宗教などの調査や、一定種類の係争問題に関する裁判と裁判官の背景属性との相関に関する研究）におかれ、法が他の類縁現象〔例えば、道徳とか習俗〕から分化して観念されるゆえであるところのものにはおかれていない。おびただしい数の社会学者が「法社会学」の研究を発表しているアメリカにおいてすらそうである。(1) このような状態にとどまるならば、法社会学は伝統的な法解釈学の必要に寄与しえないのはもちろんのこと、法社会学の研究が他の社会科学の研究者との相互交流を通じて、経験法学として発展することも望めない。従来の社会学者を主体とする法社会学的研究が法の中心部分に十分取り組むことができなかったのは、「法律学」研究者以外の者にとって「法」というものを理解することが容易でなかったためである。(2) 今後法社会学が研究課題として取組むべき「法の中心部分」、「法の固有の領域」とは、法ドグマとその操作とに関係する問題であり、より具体的に云えば、第一に、法的スタッフ（裁判所等）の行為の法的制御の場における法ドグマの研究、第二に法そのものの研究である。(3) もとより法的ドグマとか法そのものの研究といっても、法をドグマとしてとらえるのではなく、法的スタッフの制御の場におけるその機能においてとらえるのである。(4) これが川島の問題提起である。

しかし、川島によれば、法そのもの、法的ドグマを一般に、その社会的機能において法社会学的に研究する場合に、克服しなければならない一つの障碍がある。それは、従来、法的規範が主として法解釈学とか法哲学の主題として扱われたために、法がまさにドグマとしてとらえられて来たことである。法律学はことばを不可欠の「道具」とし、ことばの操作（特に意味論的操作）によって裁判所等の判断とか、裁判所等の判断に対する人々の反応をコントロールすることを目的とするために、法的教義を構成し、説明し、正当化・体系化すべく、法命題を理想・願望ないし信念の表明(5)（実践的価値判断）として構成する。このように、川島はドグマを、伝統的な、理想、願望、信念の表明の体系として

理解している。こうして、川島によれば、自己完結的で形而上学的観念体系が形成される。[6] 法社会学がまずとりかかるべき作業は、かかる〔本質主義的な〕形而上学的観念によって理解された「法」「権利」「義務」「所有権」「責任」「過失」等の日常用語を経験科学のことば、すなわち観察できる経験的事物を指示することばに翻訳することである。[7]

ここでとりあえず次のことに注意しておこう。その一つは、川島が意味＝指示物理論（the referent theory of meaning）を採っていることである。これは初期の論理的経験主義（論理的実証主義）が採用した立場である。[8] その二は、川島が、形而上学的用語を、観察可能な事物を直接指示することのない用語として規定していることである。[9] これらの点については、後に少し詳しく扱うつもりでいる。

ところで川島は、このような「翻訳」の作業について、さらに次のような注意を与えている。すなわち、(1) 「法」「権利」等の形而上学的ことばの意味を観察できる事実に翻訳する仕事は、操作的定義（operational definition）を構成することである。しかし、このような操作的定義の構成は、単なる意味のおきかえではない。それは従来慣用された日常言語の意味する観念的内容を観察できる事物に転換することである。いいかえると、抽象の結果たる観念から抽象の素材〔たる事物〕に遡ることである、と。われわれはこう云い換えてよいかもしれない。ことばで示される観念の世界を遊泳するのではなく、ことばで意味される（指示される）言語外の事物の世界に入ってゆかねばならない、と。これは、本来論理経験主義者の多くがとなえた、ことば（記号）とことば（記号）の置換としての定義（syntactical definition 構文論的、統語論的定義）ではなく、[10] 広い意味での「事物定義」の一つであるいわゆる意味論的定義（semantical definition）と考えてよかろう。なるほど「事物定義」は、悪評高い「本質定義」（real definition）に限られるものではない（real def. は単に文字通りに物（res）の定義なのではなく、物の本質の定義のことである）。(2) 川島はさらに続けて、科学研究のための基礎作業として、さらに二つの作業が必要である、という。すなわち、(a) 従来の用語が前提

していたと推測される事物の他に、分析のために考慮に入れられるべき事物を探し出すこと、および、(b) これらすべての事物を相互に関係づけ整序する仕事が必要であり、これら二つの仕事は、研究者が法についてもっている問題意識によって規定される、と。[11] 恐らく川島が念頭においているのは概念の、研究目的に即した合理的再構成であろう。いわゆる「論理的分析」(logical analysis)、「解明」(explication) であって、普通、一定の理論的体系の内部でなされる提案 (proposal) であり、その局面ではそれ自体は真とも偽とも云えない（つまり、命題 proposition ではない）が、[12] 方法的に任意とは云えない他、いくつかの要件を満たすことが要求される。[13]

ところで、広い意味で「操作主義」と云われるのは、後述するところで明らかなように、ある言明が有意味であるためには、その言明の経験的真偽を確かめるために採られるべき経験的（現実的）操作手続 (operation, procedure) が規定されねばならず、そのような規定を伴わない、または伴いえない言明は、少なくとも経験的に無意味である、という主張であって、そこには合理的再構成という考え方は、少くとも表面的には、含まれていない。その意味で、川島の考え方を操作主義として分類することは間違っているかもしれない。しかし、ある一つの点では操作主義的と考えて差支えないかもしれない。というのは、ブリッジマン (P. W. Bridgman) が最初に操作主義を唱えたとき、不覚にも、言明を構成する記述的語彙は、[14] 観測手続が規定されなければ無意味である、あるいは、用語の意味は観測手続と同じであると称して、各々の語の意味を操作的に定義すべきことを論じたのであるが、その点で川島の立場はいかにも近似しているからである。しかし語の真偽を論ずることは、意味がない。たしかに、ブリッジマンが起述的語彙を操作の組として定義しようとするのに対して、川島が観察語で経験的指示を与えることによって定義しようとする点に、はっきりとした違いを見てとることができるが、ブリッジマンは操作の組を観察語で定義するのだから、ブリッジマンと川島とのこの違いは、その限りでは、副次的なものに過ぎないといえる。

いずれにせよ、「操作主義」は物理学ではさしたる影響を与えず、その方法がパラダイムとして受け入れられることはなかった。しかし、周知の如く、人文・社会科学（特に心理学や品質管理の研究）では、特に米国などで大きな影響を与えた。「経験法学」もその例外ではない。[14a] それが、アインシュタインの特殊相対性理論の大成功という後光と結びつけられていたことはこの影響力を助けたであろう。(3) それでは科学的作業は、そのように操作的に定義された用語のみで遂行しうるのだろうか。もし操作的に定義されない、つまり、経験的事物を指示しない用語が科学理論の中に含まれていると、その科学理論は形而上学的でありかつまた無意味なのであろうか。ここに、たしかに川島理論のディレンマがあるのであるが、この点について川島は次のように述べている。科学の理論モデルにおいては、直接に観察可能な事物を指示する（empirical referent をもつ）用語しか用いられないとか、用いてはならないと考えてはならない。そうでなく、non-empirical referent をもつ用語も有用であり、必要なのである。ただしそれは、一定の理論構成の道具として、上述のような観察可能な事物を出発点としつつ、それらの間の一定の関係を指示するところの short-hand な〔縮約的〕記号であるか、そうでなければ、観察可能な現象を分析する道具として構成された公理、もしくはそれから演繹された結果を指示する記号（concept by postulation）でなければならない（たとえば、力学における「力」とか「質量」とか、マルクスにおける商品の「価値」のように）。これが概念構成において注意すべき第三の点である、と。[15] すなわち、操作的定義のできない用語、直接観察できる指示物をもたない用語には、(1) 観察可能な事物の間の、〔それ自体は観察できない〕関係を指示する用語と、(2) 公理によって導入され、それ自体は元来観察不能な事物を指示するという意味で経験的でない用語（川島は公理を指示する語といっているが、このような概念は不要であろうし、その語は経験的な指示対象をもってもいる。）があるが、それらは科学理論にとって不可欠である、というのである。「構成の方法（method of construction）」による概念と「公準（要請）の方法（method of postulation）」による概

念（concept by postulation）の区別は、初めラッセル(B. Russell)が導入したものである。[16]

われわれはここで少し奇妙なことに気づく。その奇妙さをはっきりさせるために、川島が公準による概念の例として挙げているものを拾ってみよう。(イ) 川島は、後に見るような「法の社会制御モデル」＝「法の構造モデル」を作るとき、その基本概念となる「社会的行為」とか「社会制御」という概念を、分析のための道具概念として構成された公準による概念であるとして、現実の社会生活においてある現象が重要であるからといって、その現象を指示する日常用語の意味をそのまま分析の道具概念としなければならないわけはない、と述べている。いいかえると、「社会的行為」とか「社会統制」という概念は、「解明」（前述）の成果でもあるというのである。[17] 別の個所で川島は、公準的概念を「理念型」とよんでよいと述べている。[18] (ロ) さらに川島は、「法の紛争モデル」＝「法の機能モデル」を作るとき、「紛争」について、どのような紛争にどのような特殊＝法的な処理の形態が対応するかを明らかにする公準的理論を構成することを目的とする。[19] つまり「紛争」も公準による概念である。周知のように、川島はここで「紛争」(dispute) と「抗争」(conflict) を区別する。「抗争」は最も単純化された形では、AとBという二個人間の社会的行為のある種のシステムであるが、「抗争」という社会行為システムの前提となるのは、両者の行為目標の不可両立性の存在である。そして、A・B両当事者が相互の目標の不可両立性を知っていてそれを指向する行為をする場合に、「抗争」が成立する。[20] 「紛争」は「抗争」の一形態であるが、抗争当事者の間に、何らかの程度で力の均衡が成立して、抗争行為がその正当性についての抗争に転移したとき、「紛争」が成立する。社会における行為の規範は、一定の行為が承認されるか、されないかを定めることによって〔つまり、正当化されるか否かを定めることによって〕、紛争を処理すること、〔あるいは抗争を紛争へと誘導すること〕を目的としている。[21] (ハ) 「法」もまたかかる社会的行為規範の一つである。かくて「法」もまた公準による概念である。そしてこのような「紛争」の処理に当って、中心的な役割を果たすものが「権利」であ

る。すなわち、「紛争」（正当性についての主張の不可両立的対立）を価値判断するために、基準（「紛争判断基準」）が形成されるが、そのような規準によって、ある抗争行為〔紛争行為〕が正当と判断されることの論理的帰結として、「ある利益が抗争〔紛争〕当事者の一人に属するかどうか」が決定される。このように決定される利益を抽象化して指示する記号が、〔一般に〕社会規範における「権利」ということばである。[22] つまり、「権利」もまた公準による概念であって、川島が「権利」という観念について特に次のような補足を行っていることからみてもそれは明らかである。第一に、紛争判断規準からの論理的帰結〔をあらわす観念的構成物〕である。「権利」ということばで指示されている利益は現実に存在している利益に対応しているとは云え、その利益そのものではなく、紛争状況における価値判断を媒介として成立する観念的存在（概念）である。第二に、「権利という観念は、紛争判断規準から多少なりとも論理的に抽象された産物であって、判断規準の明確性や現実性の程度に依存する」、と。[23]

さて、私が奇妙な事実といったのはこうである。(1) 川島はまず、形而上学的観念によって理解された「法」とか「権利」ということばは、経験科学のことば、すなわち観察可能な経験的事物を指示することばに翻訳しなければならないと、要求した。(2) しかし次いで、「法」とか「権利」ということばは公準による概念であって、直接に観察できる事物を指示しない。その意味で、非経験的であり、操作的に定義できないことばである、と云うのである。何処かに混乱はないものだろうか。われわれはこれら二つのレンマ（dilemma）のうち何れに執くべきであろうか。

差し当って二つの選択肢がある。(1) 「法」とか「権利」という言葉を観察可能な事物を表わす言葉に翻訳すべきだ、という川島の第一のテーゼを押し通す行き方と、(2) このテーゼを放棄する行き方とである。だが、(2)の行き方に細かく区別立てをすると、なお二つの選択肢が考えられる。(a) 「法」とか「権利」という言葉を観察可能な事物を指示する言葉に翻訳すべきだという狭いテーゼを放棄すると共に、操作主義を無益な説教として、その精神をも捨ててし

まうか、(b) 操作主義をこのように狭く考えることを止めて、公準による概念を認めると共に、そのような概念の何らかの操作化を通じて、操作主義の実証主義的精神を留めようとするか、である。今日「経験法学」は、方法論上の建て前として「仮設・演繹法」をとっている。論理経験主義の展開過程で、それが可成早い時期に公認されていた（一九三〇年代半ば。後述参照）ことに加えて、一九七三年前後における碧海の「改宗」（論理経験主義の論敵・ポッパー（K. Popper）の承認[24]）が大きな要因だったのかもしれない。しかし「経験法学」における「仮設・演繹法」の解釈は、色濃く操作主義を留めているように思われる。というのは、仮設・演繹法をとるにしても、理論とそこに含まれる概念の操作的定義（「操作化」）との内的関係―すなわち、操作化に当って理論がどのように関係するか、また、操作化は理論の中でどのように進行するのか―を正面に据えて考えることになれば、そこに操作主義的解釈の余地が残されている、と考えられもしようからである。私が(2)(b)のような歯切れの悪い選択肢を設けたのもそのためである。実際何故、川島の一見して奇妙なディレンマが生じたのであろうか。そこで、暫く川島を離れて、「経験法学」の内部で理論とその概念の操作化との間の内的関係をどのように把えているかを簡単に見ておきたいのであるが、その前に、このディレンマに対する川島の回答の中で、最も断定的でかつラディカルなものにまず注目しておこう。

川島は操作的に定義できないで「non-empirical referent をもつ」用語の一つとして、観察可能な事物の間の、〔それ自体は観察できない〕関係を指示する short-hand な用語〔縮約的記号〕、あるいは公理からの論理的帰結を指示する〔shorthand な〕用語を挙げている。その意味するところは必ずしも明瞭ではない。それらの関係や機能を実体化（reify）してはならない、ということまでは分るとしよう。では short-hand な記号というのは、そこに特別の概念の必要が論理的にはなく、それは消去しうる、ということであろうか。おそらく、そうであろう。経験法学としての法社会学の課題は、単に現象を記述することではなく、現象の間の規則的な関係を法則としてとり出し、現象の説明や予測をし

なければならない。[25] しかし、理論はそれへの入力としての現象の経験可能な情報を、出力としての現象の経験可能な情報に変換するシステムであり、そして〈あるいは、理論の個々の概念も観察可能な諸現象を架橋する概念的ブリッジであるとすれば、[26] そのようなシステムやブリッジは論理的に消去可能だ、というのであろう。この short-hand な記号ということで大体何を想像すればよいかは、やがて明らかになるが、ここでは、short-hand な記号ということばの一つの解釈として「論理的な消去可能性」を含意しうるということ、そして、このことが実際に主張できることなのだろうか、という問題に留意しておきたい。例えば物理学において、ある物理量（例えばあるヴェクター）に加えられる一定の操作（例えば、そのヴェクターの各座標成分の二階偏微分を成分とする新しいヴェクターを作るという操作—但しこれは、操作というもののイメージを与えるための例にすぎない。—）の記号（演算子。元のヴェクターの頭に掛けて操作をあらわす記号）を、それ自体一つの物理量を表わすものとして扱うことがあるが、それは川島の立場と抵触することになろう（第二章三参照）。

さて、「経験法学」の内部で理論とその操作化との関係がどのように考えられているかを見ることにしよう。われわれの差し当っての関心事は、そこで見られる理解が間違っているかどうかということよりも、むしろ、一体どのような理解が存在し、それはどのような条件に依存し、制約されているかを理解することなのである。仮設・演繹法の大体のイメージから始めてみよう（〔　〕内は私の加筆である）。

科学における定石はモデルとしての仮設的理論を作ることからはじめられる。〔これは論理的な話であって、人類の歴史において理論が最初に作られたといっているのではない。理論からはじめねばならぬのは、経験から理論を帰納するということが論理的に許されないと考えられるからである。〕そして、このような理論は操作化を媒介として実験計画法に乗せられて検証され、よりよき理論に止揚される。[27] ここには三つの条件があって「完全な」科学理論はそれらを

満たしていなければならない。(1) 公準が明示され、論証手続が特定されていること。この条件が満たされると「完全理論」といわれる。〔要するに公理系と推論規則が完備した公理体系となっていること。だが、現実に物理学が完全に公理化されているかというと、そうではないし、数学の体系の多くが論理的に「完全」ではない。〕(2) 実証の手続が特定していること。データの処理法、実験・観測の手続が特定化され、実証のための条件が明確化されていると「完全実証」といわれる。〔これは実験とか観測の段階の問題である。〕(3) 理論と実証との間の橋渡しの方法が特定化されていること。ここでは推定又は仮設の検定の問題、すなわち現実の経験を用いて理論を証明し、修正し、あるいは破棄するための条件の特定化が問題で、[28]〔理論と観測とを結びつける操作的定義の必要性もここにある。〕

さて、理論の中で用いられ、直接観察述語で規定できないような概念として、「経験法学」では、「媒介変数」と「仮説的構成体」〔(仮設的構成概念)〕が考えられているが、理論の中で、独立変数と従属変数との関係が複雑でこれを直接推定することが困難な場合に、〔間に媒介変数を入れて、〕独立変数と媒介変数、媒介変数と従属変数という二つの関係に分離し、一つづつ考察し、これらを綜合することで終局的には独立変数と従属変数との関係を確定することが行われる。[29]〔独立変数（入力側）と従属変数（出力側）は多かれ少なかれ、観察可能な経験と直接的に対応することが期待されているが、公準によって導入される概念（仮設的構成概念）は、それ自体としては経験に直接対応せず、極めて迂遠な関係しかもっていない。それというのも、かかる概念が導入される〕基本的仮定は、〔それ自体としては〕操作的妥当性をもつものではないからである。[30] そして、媒介変数と仮設的構成体との間には大体次のような関係が想定されている。媒介変数が、外面的かつ測定可能な諸変数との結びつき方が特定された概念であるのに対して、仮設的構成体の方では、そのような結びつき方が必ずしも明確ではない。後者は、思考を節約して整理する上の便宜のために導入される想像上の概念である。媒介変数の場合には完全に操作化していると云えるが、[31] 仮設的構成体の場合には、操作化は

不完全である。[32] そこで仮説的構成体は、あるいは実証の裏付けを得て媒介変数に昇格し（傍点、守屋）、あるいは必要性を失って消滅するであろうが、何れの道をもとらず、仮設的構成体に留る場合もある、と云われる。[33] しかし、仮設的構成体といっても、理念型か類型概念と紙一重で用いられている例もある。例えば、サンクションの定常的存在は、それに対応する仮説的構成体として、「殺人は重刑に処せられる」などの情報を生むという。[34]〔このように理論にとって決定的なことは、理論化をいかに行うかということと、確証をいかにするかという二つの問題であるが、理論に含まれる概念の〕理論的特定化と操作化とは別のレヴェルの問題である。前者は、諸概念とそれらの相互関係を理論の上で明確に特定することであるが、操作化とは理論によって特定された諸概念を現実に結びつける手段を見出すことで、これによってはじめて理論上の概念が現実において識別可能となる。理論を実証によって裏づけるためには操作化が不可欠である。[35]

さてそれでは、操作化と理論化との内的関係はどのように理解されているであろうか。操作的定義の例とし挙げられているものを、まず二つ示そう。(イ) 科学者は概念を実体的には考えないで、いくつかの特徴に着目してそれらの組合せとして考える。しかもさらに進んで、同一の特徴の組合せをもって同一の概念あるいは物と考える。このような定義を操作的定義という、[36] と云われる。(ロ) さらに例えば、理論に無定義で導入された「価値」という概念を操作化することによって、価値そのものをアプリオリに前提してそれが本来何らかの意味を内在させていると考えるのではなく、外面的行動を出発点としてその結びつきによって「価値」を構成するとき、操作的定義をしたと云われる。[37] これらの例では、(1) 操作的定義が、(a) 概念の実体化を避け、概念を確定する実際の手続の束として概念を規定すること。（尤も、実際の操作で概念を確定する、という言い方は不正確で誤解を招く言い方であるが、このことは何れ明らかになろう。）(b) ある種の操作化が、実験や観察によりよく照応する――一層経験的妥当性をもつ――一般理論を作る中で、当該概

念を再構成ないし再定義することによってなされる、ということがわかる。そのことは例えば、従来の〔社会学での〕構造機能分析は、機能的必要から〔すなわち、機能的必要を出発点として〕構造を説明し、構造からさらに外面的行動を説明するのが一般的であるが、ここで機能的必要とか構造とかいう概念は、何れも仮設的構成体にすぎない。これらの概念をシステム行動という操作的概念の上に構築されたシステム理論の中に位置づけることによって操作的定義を与えることができる、[38] と云われているのでも明らかである。こうした考えの先例として有名なものには、ニュートンの運動法則の中の「力」の概念に与えたマッハ（E. Mach）の解釈がある。これらの例からさらに、(2) 理論と理論中の概念の操作化との間の内的関係について、次のような共通の基本的理解があるように思われる。すなわち、理論に含まれる概念は、直接的な操作化によるにせよ、あるいは、より経験的な理論—これは最初の理論に対してメタ理論と機能するが—の中への翻案（単なる翻訳というよりは構想の変更を伴っている再定義）によるにせよ、当該理論とは独立に、あるいは平行的に操作化できる、というものである。[39] われわれはこのような操作化の例を知らないわけではない。例えば、「交換価値」を「平均的社会労働における時間」として一歩操作化を進めることができる。社会科学では多い例である。「理念型」という場合にも多かれ少なかれ操作的意味を含んでいる。われわれが現実にその徴表を比較的容易に見てとることのできる諸性質や諸関係・諸機能の組合わせで構成されていることが多いからである。

ところで、われわれはすでに、理念型というものについていくらかの予備知識をもっている。例えば、それが類似の社会現象とか社会形態を相互に比較したり、位置づけたりするための観念的基準として、人間によって研究目的に応じて作られたもので、全く任意というわけにはゆかないが、つまり、多少なりとも現実に対応するものでなければならないが、理念型がそのまま社会に実在する必要はない、といったことである。こうした人間の認識方法は、何も社会科学に限らず、「この握り飯は正三角形だ」というときにも存在するし、科学理論を極めて複雑な理念型の一つだと考える

こともできる。この思想の中で中心となる契機は、それが認識の基準となるということである。心理学で「構え」といわれるものもそうであるが、[40] われわれはあれこれの基準系をもって生きている。それ（基準系）が現実に近いかどうか、さらに、基準系の変更がどのようにして行われるかはそれから先の問題である。

そうは云っても、理念型と公準による概念との間にはやはり距離を置いて考えた方がよいであろう。法については、それがわれわれの日常経験から離れることができないという制約があるので、法理論の構成といっても、理論が、従って理論によって用いられる用語も、何処で日常経験と繋がるのか余程熟慮しないと判らないようでは話にならない。物理学や数学のように高い抽象度の、しかも高度に分節化された理論はおそらく望むべくしても叶いがたいであろう。川島が「公準による概念」と「理念型」とを同じ性格のものだと云ってもう一つ判りにくく、川島自身、「法」とか「権利」を扱う場合ほとんど理念型で処理しているところを見ると、実際問題としても両者を区別した方が、少くとも現段階では、危険より得策の方が大きいように思われる。「法」とか「紛争」とか「権利」の川島による理念型を見ても、多くの法律家や法学者はさして奇異感を抱かないであろう。もし抱くとしても、相対性理論や量子論の概念、例えば、相対性理論の時・空概念や「へだたり」(interval) の概念、重力場のアインシュタイン・テンソルの概念、量子論の量子の概念等々に対して—物理学者さえ抱いた奇異感、現実疎外感に比べれば物の数ではない。相対性理論や量子論を多くの物理学者が受け容れるのに何年かかったことであろう。事実、「操作主義」の提唱者ブリッジマンはとうとう一般相対性理論を受け容れることができなかったし、マッハもまた、終生、原子論や相対性理論に激しく抵抗した。指導的物理学者が量子論を受け容れるには一一年を要した。にも拘らずそれらの理論は、より大きな経験的妥当性を保有していたのである。「法」とか「権利」の理念型がさしたる奇異の念を与えないのは、それらの理念型が、容易に、何らかの経験的指示作用をもっているように思えるからである。「これこれの物の名前ですよ」と言われれば人は安心して

受け容れるのである。語の意味は指示物であるという考えにわれわれは余りにも慣れ親んでいるからである。

川島が「公準による概念」という観念を用いたのは、仮設・演繹法に一気に引きつけて法的概念を把えようとした結果であるように思われるが、[41] それと操作主義の間には本来何らかのコンフリクトがあったのではあるまいか。そのコンフリクトを中和する形で理念型が使われたのではないであろうか。

さてこれまでのところでも、理論上の概念が、当該理論とは独立に操作化される可能性はどのような条件に依存し、どのような文脈に制約されているかがほぼ明らかであろう。このような操作化が可能なのは比較的抽象度が低く、高度に分節化せず、従って理論の各部分の間の厳密な依存性が弱い理論に含まれる概念であるように思われる。勿論このことは、仮設検定の精度が低いこととも相関している。そうした理論の中の概念には当該理論がいわば比較的に内在化していない、あるいはハンソン(N. R. Hanson)のことばを藉りると、[42] それらの概念に当該理論が余り負荷(theory-loaded)されていないのだ、といえよう。この場合概念の操作化もまた比較的理論の負荷をうけないし、さらに、理論の中の派生的概念のみでなく、基本的概念すらも操作化に馴染み易い。例えば、先に挙げられた「構造」「機能的必要」「価値」などの概念についても、同じことが云えるかもしれない。そのような場合、本来の操作主義と仮説・演繹法との間のギャップは余りはっきりせず、その結果、概念がそれを含む理論とは独立に操作化しうるという、仮設・演繹法の操作主義的解釈が可成無理なく行われうるのだと思われる。ニュートン力学における力の概念すら、操作化されえたではないかと問われるかもしれない。しかし、ニュートン力学に本当に革命が起きたのは、その時間・空間概念の革命を通してであった。ニュートンの時間・空間概念を形而上学的概念と批判したマッハも時間・空間概念を操作化することはできなかった。それらの概念がニュートン力学の理論全体の基礎となっており、またそれが理論全体によって支えられていたからである。マッハにはニュートン力学の操作化を越えて、ニュートン力学に革命を起すつもりはなかった。彼の『力

学』を読んでみればそのことが判る。これまで人は、マッハの革命的意図を余りに読み込みすぎて来たように思われる（後述第二章二参照）。つまり、いくらか逆説的にきこえるだろうが、ニュートン力学の新しい操作化は基本的枠組の組み替えなしには不可能だったのである。それは既存の知的素材が示唆している新しい可能性を究明することによってなされたのではあるが。

それにしても、右のように理解することが果してよいのだろうか。そのルーツである物理学で操作主義は何処まで有効と認められて来たのであろうか。これが「経験法学」の操作主義的色彩について、最後に挙げておこうと思う問題である。

（1）川島武宜「はじめに」（『法社会学講座』（以下『講座』と略す）3、所収）。同「法社会学と法律学（『講座』3、所収）二三頁。同「『法』の概念を問題にすることの意義」（『講座』3、所収）、一五五頁。法社会学が従来、法の周縁部分にしか注意を集中してこなかったという指摘をルーマン（N・Luhmann）もしている。N・Luhmann, *Rechtssoziologie* (Rowohlf, 1972) Bd. I, Einführung また、佐藤節子は、アメリカのリアリズム法学の研究の中心が裁判所や司法行動に集中しているのに対して、北欧の法学的リアリズムは法律学における基本的諸概念の哲学的・心理学的・社会学的分析に向けられている点を、一九六九年に指摘している。佐藤節子「解題」（カール・オリヴェクローナ『事実としての法』（碧海純一・太田知行・佐藤節子訳）、所収）二三三頁。

（2）川島、『講座』3、三、一六、二七頁註（13）。

（3）川島、『講座』3、一六、一七、二二頁。

（4）川島、『講座』3、一五頁参照。川島は（法的）社会統制と、法的スタッフの制御とを区別し、特殊＝法的制御の特色を、法的スタッフの制御に見ている。

（5）川島、『講座』3、一〇頁。原文では「理想、願望ないし信念を叙述する」となっているところを、「理想、願望ないし信念を表明する」と変更した。

（6）川島、『講座』3、一〇、一二頁。

（7）川島、『講座』3、三、二二、二五、一五五頁以下。

（8）論理実証主義に大きな影響を与えた初期のヴィットゲンシュタインの同様の意見については、L. Wittgenstein, *Tractatus Logico-Philosophicus*, 三・二〇三「名は対象（Gegenstand, object）を意味（bedeuten, mean）する。対象が名の意味（Bedeutung, meaning）である。」、三・二二「名は命題において対象を代表（vertreten, represent）する。」、三・二二一（引用省略）。但し、三・三「命題のみが意義（Sinn, sense）をもつ。命題の脈絡においてのみ、名辞は意味（Bedeutung, meaning）をもつ。」、四〇二六「単純記号（Zeichen, sign）（語）を理解するには、その意味がわれわれに説明されねばならない。しかし、われわれは命題によって諒解し合う。」を参照のこと。われわれはここからさらに遡って、フレーゲ（G, Frege）による意義（Sinn）と意味（Bedeutung）の区別へ導かれる。G, Frege, Sinn und Bedeutung. この論文は英訳でも読める。P. Geach and M. Black, *Translations from the philosophical writings of Frege*. 論理的意味論（logico-semantics）はこのようにして軌道が敷かれた。そしてこの理論の一つの結論が R. Carnap, *Meaning and Necessity*. である。reference についての哲学的議論は L. Linsky, *Referring* において精彩ある形で整理されている。この理論に対してのヴィットゲンシュタインの後期の考えについては、ditto, *Philosophical Investigation* Part I, 1 ff を参照のこと。

川島が引用しているオグデン＝リチャーズも、ソシュールの言語理論を批判して「彼の記号論は記号が表わす物を全く無視したために、検証による科学的方法とはそもそもの出発点から全く無関係なものとなった。」と述べてはいるが、彼ら自身は、「言葉が象徴する観念—もしそれがあるならば—を媒介として言葉と事物を結合する理論が必要である。換言すると、言葉と観念との関係と、観念と事物との関係とをそれぞれ別個に分析しなければならない。」と考えており、さらに「象徴は指示し、組織し、記録し、伝達する。……指示され組織されるものは思想（われわれはこれを指示 reference と呼ぶ）であり、記録し伝達されるのもやはり思想である。しかし、われわれは……象徴の直接関与するものは思想であることを知りつつ、象徴が事件を記録し、事実を伝達すると〔縮約的に〕いう。」「言葉と事物との間に直接の意味関係があるという従来の定説があらわす一種の単純化こそ、われわれがものを考えるときに遭遇する、ほとんどすべての困難の源泉である。」という立場に立っているから（C. K. Ogden and I. A. Richards, The Meaning of Meaning, pp. 6 ff）、意味指示物理論とは趣を異にしているし、川島の立場とは隔りがあるように思われる。「意味論」について詳しくは後述。

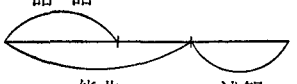

(9) 川島、『講座』3、一五六―一五七頁。川島による「形而上学的」ということばの用法は必ずしも一意的でなく、三つ位の用法を区別できる。(1)「観察可能な事物を指示することがない」、(2)「観察可能な事物を指示することがないか、あるいは実践的価値や当為をあらわす」、(3)「観察可能な事物を指示することがなく、かつ価値や当為をあらわす」。すると、形而上学的ことばの範囲（外延）は(2)、(1)、(3)の順序で狭くなる。(2)と(1)の場合には外延は一致し、(3)の場合は単に価値や当為をあらわす場合と外延が一致する（図参照）。川島は実際には、「形而上学的」ということばを(1)ないし(2)の意味で使っており、論理実証主義者もそうであった。この用法には後に述べるように問題がある。もし(3)の意味に限定すれば問題が少くはなる。

(10) W. Dubislav, *Die Definition* (3. Aufl., 1931)、あるいは碧海純一『法哲学概論』全訂第一版、四五頁。また、C. G. Hempel, *Fundamentals of Concept Formation in Empirical Science*, pp. 2 f, 12 f, 14 f.

(11) 川島、『講座』3、一五七頁。川島武宜『『法』の社会学的理論の基礎づけ」（『講座』4、所収）、三二七頁。

(12) 先のドウビスラフの『定義論』で、「疑似定義」に対して「真正の定義」といわれたものは、それ自体、唯名的で規約的な定義であった。

操作主義的還元（翻訳）手続には一つのパラドックスが含まれていると思われるかもしれない。元の概念（被還元項）の意味が分っていなければ還元（翻訳）はできない。しかし元の概念の意味がわかっているのであれば、還元（翻訳）の必要はない。このパラドックスは、還元を、観察可能述語による概念規定の提案とすることで、免れることができる。また唯名的な定義にもこれと同じような含みがある。被還元項の意味と還元項の意味が同じだとすれば、被還元項は論理的には不要なのである。つまり新しい概念を特別に作る必要はないのである。その概念は実は新しくないのだから。しかしその場合でも、被還元項の意味をあらわすための新しい記号を名前として必要に応じて導入することは差支えない。しかし、異った文化の間では、従って、科学の世界と日常世界を二つの文化形態と理解したときには、翻訳はこれらと異ったもっと深刻な問題を孕むことになろう。後述、本章二・二参照。

それにしても、「経験法学」の意味理論の中には、操作的還元を、proposal としてではなく、proposition としてうけとる傾向が含まれていた。つまり、操作的に定義できない概念は、うそである、意味をもたないと考える傾向が含まれていた。また、

価値語の場合には、たとえ規約的定義であろうと誤謬が含まれることについては、第三章で触れる。

(13) R. Carnap, *Meaning and Necessity*, § 2, p. 7 f; ditto, *Logical Foundations of Probability*, p. 3ff; cf. C. G. Hempel, *Fundamentals of Concept Formation in Empirical Science*, p. 11 f.

(14) ブリッジマンはさらに進んで、論理的語彙についても操作的定義を主張している。注目されるのは、ブリッジマンが、直観主義論理学・数学の構成主義的方法を支持していることである。P.W. Bridgman, *The Natare of Phisical Theory*, pp. 33 f., 41 f.

(14 a) cf. F. Cohen, Transcendental Nonsense and the Functional Approach, in : ditto, *The Legal Conscience*, pp. 33 ff., esp. pp. 46. ff.

(15) 川島、『講座』4、三二七—三二八頁。

(16) ラッセルがこれらの概念を導入したところでは、「構成による方法」とは、新しいタイプの数をすでに導入されている数と、理論的ないし集合論的記号を用いて定義することによって導入することであり、「要請による方法」は、新しい数を、基本的な語として、適当な公理を用いて導入することであった。ラッセル『数理哲学序説』(平野智治訳)、九七頁。cf. B. Russell, *The Principles of Mathematics* (1903), pp. 111 ff.

(17) 川島、『講座』4、三三一頁。

(18) 川島武宜「紛争解決と法的制御」(『講座』5、所収)、一五、一七頁。

(19) 川島、『講座』5、一一頁。

(20) 川島、『講座』5、一二—一三頁。

(21) 川島、『講座』5、二七頁。

(22) 川島、『講座』5、二七頁。

(23) 川島、『講座』5、二七—二八頁。

(24) 碧海純一『法哲学概論』全訂第一版、全訂新版への序、二頁。第一章、一二頁以下。

(25) 川島、『講座』3、四—五頁。

(26) 川島武宜「法社会学の方法論について」(日本法社会学会編『法社会学の方法』所収、一九七四年)、二一頁。

(27) 小室直樹「法社会学におけるモデル構築法」(日本法社会学会編『現代社会と法』所収、一九七五年)、一〇二—一〇三頁。

(28) 小室直樹「社会科学における行動理論展開」（以下「展開」と略す）（上）（『思想』一九六八年二月号、所収）三―四頁。
(29) 小室、「展開」（上）、一七―一八頁。さきに、川島のいわゆる「観察可能な事物の間の〔それ自体は観察できない〕関係を指示する short-hand な記号とか、あるいは公理からの帰結を指示する〔short-hand な〕記号」ということで大体何を想像すればよいかは、やがて明らかになる、と述べたが、その具体的イメージは、「媒介変数」であったろうと推測される。小室は新行動主義心理学を扱う中でこの概念に言及しているが、同様の発想はかなり古くからあり、私が直接知るところでは、後述のようにヘルツ（H. Hertz, 電磁波の存在を実験的に確証した物理学者）もブリッジマンもすでに使っている。また北欧の法学的リアリストたち、オリヴェクローナー、ロス（A. Ross）がこの手法を使ったことは読者もご存知であろう。本稿三二頁の、川島による「権利」についての論述を見れば、「権利」は従属変数であって、ここにいう公理の帰結を指示する縮約的記号と思われるかもしれないが、従来、「権利」は従属変数ではなく、媒介変数として扱われてきたのである（参照、第二章四）。
(30) 小室、「展開」、一二頁。
(31) 媒介変数が完全に操作化できるという考えには異論がありうる。後述参照。
(32) 広瀬和子『紛争と法』、四九頁註（17）。小室直樹「社会体系分析の基礎」（『講座』4、所収）、五七頁註（2）。
(33) 小室、「展開」（上）、一九頁。
(34) 小室、「法社会学におけるモデル構築法」、一〇五頁。この場合「概念化」というよりも「法則化」であることも特徴である。
(35) 広瀬、前掲書、四八頁註（2）。なお、同書、三〇〇頁参照。
(36) 広瀬、前掲書、四四頁。
(37) 広瀬、前掲書、一八二頁。
(38) 広瀬、前掲書、九〇―九一頁。
(39) これは古典的な経験主義や実証主義、さらには素朴な唯物論の基本命題の一つであろう。ここから、理論は専ら観測事実の記述ないし説明のために必要なものであり、理論化の引き金は新しい観測事実の説明をおいてはない、という間口の狭い問題思考様式が蔓る傾向が生れる。
(40) 守屋慶子「認識とかまえ―認識の基準系としてのかまえ」（『立命館文学』第三一〇号、一九七一年四月）。
(41) 川島自身による仮説・演繹法の素描は、川島、「法社会学の方法論について」、一三頁に見られる。

(42) N. R. Hanson, *Patterns of Discovery*, pp. 19, esp. 54 ff.

〔附記〕　小山昇教授のご退官を記念して、私は本来別の論稿を計画していた。しかし他の複数の仕事と平行したため遂にその計画を実現することができず、予定していなかった本稿をとり敢えず記念論集に加えていただくことにした。小山教授にお詫びを申上げる次第である。本来の計画に副った論稿は、別の機会に改めて、小山教授のご退官記念としたいと思っている。

Vol. 31 No. 3-4・I (1981)

Possibility or Impossibility of the so-called "Jurisprudence as a empirical science" (1)

Masamichi MORIYA*

Chapter 1 Introduction to the Problems

1 Jurisprudence as a empirical science (omitted.)

2.1 Central issue and method of sociology of law (S.L. in the following)

Professor T. Kawashima has long advocated the so-called "Jurisprudence as a empirical science" which includes S.L.. According to some of his recent essays the conception of this science and its method to be adopted are as follows. S.L. has long concerned itself not with the law itself but only with the areas surrounding the law. And S.L. hitherto failed not only to have jurists take deep interest in S.L., but also to develop itself in interaction with other social sciences. "Empirical science of law" has to study the core of the law, that is, the social control of judicial agents with the law, and legal rules themselves. The principal method of this study is to be the operational analysis of such legal concepts as "law", "legal right". For, so far as these concepts are understood as if they refered to metaphysical entities, as in the ordinary jurisprudence, they couldn't be treated in empirico-scientific manners. Those concepts must be translated or reduced logically into empirical concepts in terms of observable predicates (in a broad sense).

But there seems to be a paradox in his claim that it is impossible to translate those concepts into observational terms, while they must be analysed in terms of observable predicates. This paradox, it may be suspected, has its origin in a discrepancy between the operationalism and the hypothetico-deductive (or -inductive) method of theory-construction, which Professor Kawashima espouses. And

* Professor, Faculty of Law, Hokkaido University

this discrepancy seems to have led him and some ones of his group to the position which assumes that each concept or term in a theory is operationalizable independently of the structure of the theory, or its position in the theory. - - - In fact, Professor Kawashima has analyzed such concepts as "law", "legal right" as ideal-types whose theoretical nature is different in some respects from that of so-called hypothetical constructs (or theoretical constructs).

The question whether this position is acceptable or not will be examined, in relation to the history of the sphere of modern physics where was the root of operationism, in the next chapter.